

○仙台市環境影響評価条例施行規則

平成一一年三月一七日

仙台市規則第六号

改正 平成一二年三月規則第四八号

平成一四年三月規則第二二号

平成一四年十一月規則第九二号

平成一八年十一月規則第九八号

平成一九年一二月規則第一一九号

平成二〇年五月規則第四七号

平成二一年三月規則第二六号

平成二二年三月規則第二五号

平成二四年三月規則第三八号

平成二四年九月規則第七七号

平成二五年三月規則第三一号

平成二七年四月規則第七〇号

平成二七年五月規則第八〇号

平成二七年八月規則第九六号

平成二七年一二月規則第一二三号

平成二九年五月規則第五九号

平成三〇年一〇月規則第八〇号

令和二年一二月規則第八八号

令和三年三月規則第三三号

令和五年二月規則第一号

令和五年五月規則第五八号

令和六年一〇月規則第七〇号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 環境の構成要素に係る項目（第四条）

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 事前調査書（第五条）

第二節 方法書（第六条—第十二条）

第三節 準備書（第十三条—第二十九条）

第四節 評価書（第三十条—第三十二条の二）

第四章 事後調査に関する手続（第三十三条—第三十七条）

第五章 対象事業の内容の変更（第三十八条・第三十八条の二）

第六章 都市計画対象事業に関する特例（第三十九条）

第七章 法対象事業等に係る条例の手続（第四十条—第四十六条）

第八章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平二七、一二・改正）

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（対象事業）

第三条 条例第二条第三項の規則で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類に応じた同表の第二欄に掲げる事業の内容を有する一の事業のうち、同表の第三欄に掲げる地域においてその事業の一部又は全部が実施されるべき場合に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる対象事業の要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から六の項まで、八の項から十九の項まで及び二十一の項から二十三の項までの第二欄に掲げる事業の内容のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の二十の項に該当するものに限る。）を伴うものであるときは、公有水面の埋立て又は干拓である部分を除くものとする。

2 条例第二条第三項第二十二号に規定する規則で定める事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 建築物又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の造成の事業（条例第二条第三項第一号から第二十一号までに掲げる事業の種類に該当するものを除く。以下「その他の造成事業」という。）

二 条例第二条第三項第十号から第十三号まで及び前号に掲げる事業の種類のいずれか二以上に該当する一の事業（以下「複合開発事業」という。）

(令六、一〇・改正)

第二章 環境の構成要素に係る項目

第四条 条例第四条の規則で定める環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものは、次のとおりとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目

ア 大気に係る環境(1) 大気質(2) 騒音(3) 振動(4) 低周波音(5) 悪臭

イ 水に係る環境(1) 水質(2) 水底の底質(3) 地下水の汚染(4) 水象

ウ 土壌に係る環境(1) 地形及び地質(2) 地盤の沈下(3) 土壌の汚染

エ その他の環境(1) 電波障害(2) 日照障害(3) 風害

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目

ア 植物

イ 動物

ウ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的な所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目

ア 景観

イ 自然との触れ合いの場

ウ 文化財

四 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目

ア 廃棄物等(廃棄物、副産物その他その排出、発生若しくは使用を抑制し、又はその有効利用を図るべき物をいう。)

イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。)

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 事前調査書

(事前調査項目)

第五条 条例第六条第一項の規則で定める項目は、前条第一号イ(4)及びウ(1)、第二号ア及びイ並びに第三号アからウまでに掲げる項目とする。

第二節 方法書

(対象事業の内容)

第六条 条例第七条第一項第二号に規定する対象事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象事業の種類
- 二 対象事業の規模
- 三 対象事業が実施されるべき区域の位置
- 四 前三号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの（関係地域）

第七条 条例第七条第一項第三号の関係地域は、対象事業が実施されるべき区域及び既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(関係地域の概況)

第八条 条例第七条第一項第三号の関係地域の概況の記載にあつては、当該概況について把握した情報を次に掲げる区分に応じ記載するものとする。

一 自然的状況等

ア 第四条第一号ア(1)から(5)まで、イ(1)から(4)まで及びウ(1)から(3)まで、第二号アからウまで並びに第三号アからウまでに掲げる項目に係る環境の状況（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が設定されている項目については、その確保の状況を含む。）

イ 気象

ウ その他の事項

二 社会的状況等

ア 人口及び産業の状況

イ 土地利用の状況

ウ 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

エ 交通の状況

オ 学校、病院その他の環境の保全及び創造についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

カ 上水道及び下水道の整備の状況

キ 環境の保全等を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対

象に係る規制の内容その他の状況

ク その他の事項

(方法書等の提出)

第九条 条例第七条第一項の規定による方法書等の提出部数は、五十部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。

2 事業者は、前項の方法書等を電磁的記録により作成し、当該方法書等と併せて、当該電磁的記録を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業については、第一項の方法書等の提出の際に、当該免許等又は特定届出の名称を書面により市長に報告しなければならない。

(平二四、三・改正)

(方法書等の公告事項及び縦覧の場所)

第十条 条例第八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、種類及び規模

三 対象事業が実施されるべき区域の位置

四 対象事業に係る関係地域の範囲

五 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

六 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者が当該意見を書面により、事業者に対し提出することができる旨並びに当該書面の提出期間及び提出先

2 条例第八条第一項の方法書等の縦覧の場所は、環境局環境部環境企画課その他市長が必要と認める場所とする。

(平一二、三・平一四、三・平二一、三・平二七、四・令三、三・改正)

(方法書等の公表)

第十条の二 条例第八条第一項の規定による方法書等の公表は、仙台市のホームページへの掲載により行うものとする。

(平二四、三・追加)

(方法書説明会の開催方法等)

第十条の三 条例第八条の二第一項に規定する方法書説明会は、関係地域の規模及び参加者の利便性を勘案して開催する日時及び場所を定めるものとし、必要に応じて、関係地域を

二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

- 2 条例第八条の二第二項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適当な方法のうち、二以上の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

- 3 事業者は、方法書説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、方法書の内容の具体的かつ平易な説明に努めなければならない。

- 4 条例第八条の二第三項に規定する規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること

(平二四、三・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第十一条 条例第九条第一項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 意見書の提出の対象である方法書の名称

二 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(方法書についての市長の意見の形成期間)

第十二条 条例第十条第一項の規則で定める期間は、三月とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、四月を超えない範囲内において同項の期間を定めることができる。この場合において、市長は、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第三節 準備書

(準備書の提出)

第十三条 第九条第一項及び第二項の規定は、条例第十三条第一項の規定による準備書及び要約書の提出について準用する。この場合において、第九条第一項中「条例第七条第一項の規定による方法書等」とあるのは「条例第十三条第一項の規定による準備書及び要約書」と、同条第二項中「方法書等」とあるのは「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

(平二四、三・改正)

(事後調査の計画への記載事項等)

第十四条 条例第十三条第一項第九号アに規定する事後調査の項目は、原則として、同項第六号の環境影響評価の項目とする。

2 条例第十三条第一項第九号イの規則で定める事項は、条例第二十七条に規定する事後調査報告書の提出の時期又は頻度その他市長が必要と認める事項とする。

(準備書の提出の時期)

第十五条 条例第十三条第三項に規定する規則で定める時期は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる準備書の提出の時期とする。ただし、条例附則第四項第一号に掲げる都市計画対象事業にあつては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十条の規定による申請の日又は同表の第一欄に掲げる対象事業の区分に応じた同表の第二欄に掲げる準備書の提出の時期のいずれか早い日とする。

(令六、一〇・改正)

(準備書の公告事項及び縦覧の場所)

第十六条 条例第十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 準備書及び要約書の縦覧の期間及び時間

三 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者が当該意見を書面により、事業者に対し提出することができる旨並びに当該書面の提出期間及び提出先

2 第十条第二項の規定は、条例第十四条第一項の規定による準備書及び要約書の縦覧について準用する。

(準備書の公表)

第十六条の二 第十条の二の規定は、条例第十四条第一項の規定による準備書及び要約書の公表について準用する。この場合において、第十条の二中「条例第八条第一項の規定による方法書等」とあるのは、「条例第十四条第一項の規定による準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

(平二四、三・追加)

(準備書説明会の開催方法等)

第十七条 第十条の三の規定は、条例第十五条第一項に規定する準備書説明会について準用する。この場合において、第十条の三第一項中「条例第八条の二第一項に規定する方法書説明会」とあるのは「条例第十五条第一項に規定する準備書説明会」と、同条第二項中「条例第八条の二第二項」とあるのは「条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二

第二項」と、同項第二号及び同条第三項中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第四項中「条例第八条の二第三項」とあるのは「条例第十五条第二項において準用する条例第八条の二第三項」と、同項第一号及び第二号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(平二四、三・全改)

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 第十一条の規定は、条例第十六条第一項の規定による意見書について準用する。

この場合において、第十一条第一号及び第三号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催の公告)

第十九条 市長は、条例第十七条第一項の公聴会を開催しようとするときは、その期日の十五日前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 公聴会の件名
- 二 開催の日時及び場所
- 三 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 四 意見を聴こうとする事項
- 五 公述の申出に関する事項
- 六 その他市長が必要と認める事項

(公述の申出)

第二十条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条の公告の日から十日以内に、次に掲げる事項を書面により市長に申し出なければならない。

- 一 公聴会の件名
- 二 氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名。第二十八条において同じ。）

- 三 意見の要旨

(公聴会の中止)

第二十一条 市長は、前条の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するものとする。

る。

(公述人の選定等)

第二十二條 市長は、第二十條の規定により申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定し、又は公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することができる。

2 市長は、前項の規定による選定又は制限をするに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。

3 市長は、第一項の規定による選定又は制限をしたときは、あらかじめ、その旨を当該公述人に通知するものとする。

(公聴会の議長)

第二十三條 公聴会は、職員のうちから市長が指名する者が議長として主宰する。

(公述人の公述)

第二十四條 公述人は、その意見を聴こうとする事項の範囲を超え、かつ、環境の保全及び創造の見地からの意見の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人の公述が前項の範囲を超えたとき、若しくは第二十二條第一項の規定により制限された公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その公述を中止させ、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

(代理人)

第二十五條 公述人は、あらかじめ市長の承認を得たときは、代理人に意見を述べさせることができる。

(公述人に対する質疑等)

第二十六條 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 議長は、事業者が公聴会に同席している場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対して意見を述べることを求めることができる。

(公聴会の秩序維持)

第二十七條 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の結果を記載した書面)

第二十八條 条例第十七条第三項に規定する公聴会の結果を記載した書面には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 公聴会の件名
- 二 開催の日時及び場所
- 三 出席した公述人の氏名及び住所
- 四 公述の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

(準備書についての市長の意見の形成期間)

第二十九条 条例第十八条第一項の規則で定める期間は、四月とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、五月を超えない範囲内において同項の期間を定めることができる。この場合において、市長は、事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

第四節 評価書

(軽微な修正等)

第三十条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める軽微な修正は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる手続を経ることを要しない修正の要件に該当するものとする。ただし、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。

- 2 条例第十九条第一項第一号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
- 二 対象事業の名称の修正
- 三 対象事業の実施に関し、緩衝空地その他の環境の保全及び創造を目的とするものを増加する修正
- 四 前三号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に支障をきたすおそれがないと市長が認める修正

(令六、一〇・改正)

(評価書の提出)

第三十一条 第九条第一項及び第二項の規定は、条例第十九条第二項の規定による評価書及び要約書の提出について準用する。この場合において、第九条第一項中「条例第七条第一項の規定による方法書等」とあるのは「条例第十九条第二項の規定による評価書及び要約書」と、同条第二項中「方法書等」とあるのは「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。

(平二四、三・改正)

(評価書の公告事項及び縦覧の場所)

第三十二条 条例第二十条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十六条第一項第一号に掲げる事項
- 二 評価書及び要約書の縦覧の期間及び時間

2 第十条第二項の規定は、条例第二十条の規定による評価書及び要約書の縦覧について準用する。

(評価書の公表)

第三十二条の二 第十条の二の規定は、条例第二十条の規定による評価書及び要約書の公表について準用する。この場合において、第十条の二中「条例第八条第一項の規定による方法書等」とあるのは、「条例第二十条の規定による評価書及び要約書」と読み替えるものとする。

(平二四、三・追加)

第四章 事後調査に関する手続

(事後調査報告書の提出)

第三十三条 条例第二十六条第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 対象事業に係る環境管理に関する計画、情報公開の方針等で公表が可能なもの
- 二 その他市長が必要と認める事項

2 第九条第一項及び第二項の規定は、条例第二十七条の規定による事後調査報告書の提出について準用する。この場合において、第九条第一項中「条例第七条第一項の規定による方法書等」とあるのは「条例第二十七条の規定による事後調査報告書」と、同条第二項中「方法書等」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(平二四、三・改正)

(事後調査報告書の公告事項及び縦覧の場所)

第三十四条 条例第二十八条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十六条第一項第一号に掲げる事項
- 二 事後調査報告書の縦覧の期間及び時間
- 三 対象事業に係る評価書に記載された関係地域における環境の状況又は環境の保全及び創造のための措置の実施状況が明らかに評価書に記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造の見地から当該異なる状況について是正の必要があると認める者が、その旨を書面により市長に申し出ることができる旨及び申出先

2 第十条第二項の規定は、条例第二十八条第一項の規定による事後調査報告書の縦覧につ

いて準用する。

（事後調査報告書の公表）

第三十四条の二 第十条の二の規定は、条例第二十八条の規定による事後調査報告書の公表について準用する。この場合において、第十条の二中「条例第八条第一項の規定による方法書等」とあるのは、「条例第二十八条の規定による事後調査報告書」と読み替えるものとする。

（平二四、三・追加）

（工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出）

第三十五条 条例第二十九条の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 対象事業の名称
- 二 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 工事着手後の環境の状況等に対する意見

（実態調査等の期間）

第三十六条 条例第三十条第一項の規則で定める期間は、三月とする。

（身分証明書）

第三十七条 条例第三十条第三項（条例第三十一条第四項及び条例第四十九条第三項において準用する場合を含む。）の証明書は、別記様式のとおりとする。

第五章 対象事業の内容の変更

（軽微な変更等）

第三十八条 第三十条の規定は、条例第三十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第三十条第二項各号中「修正」とあるのは、「変更」と読み替えるものとする。

- 2 第三十条の規定は、条例附則第三項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更並びに条例附則第四項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、第三十条第二項各号中「修正」とあるのは、「変更」と読み替えるものとする。

（軽微な変更等に係る環境影響評価）

第三十八条の二 事業者は、条例第二十条の規定による公告の日以後に条例第三十二条第一項ただし書に規定する変更を行ったときは、当該変更に係る部分についての対象事業に係る環境影響評価の結果を、当該変更が工事着手日前に行われた場合にあつては条例第二十

四条に規定する工事着手届に、工事着手日以後に行われた場合にあっては条例第二十六条に規定する事後調査報告書に記載しなければならない。

(平一二、三・追加)

第六章 都市計画対象事業に関する特例

第三十九条 都市計画対象事業について、条例第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価に関する手続を行う場合における条例第三章、第三十二条及び第三十三条（第一項第三号及び第四号並びに第三項から第五項までを除く。）の規定の適用については、次項から第五項までに定めるとおりとする。

- 2 条例第六条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業の」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の」と、「対象事業に」とあるのは「都市計画対象事業に」と、「対象事業を実施しよう」とあるのは「都市計画対象事業が実施されよう」と、同項第三号及び第四号中「事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更」と、同条第二項及び第四項並びに条例第七条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同項中「対象事業の計画」とあるのは「都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更の内容」と、同項第一号中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、同項第二号から第四号まで及び同条第三項中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第八条第二項中「その実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「対象事業について」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による協議（以下これらを「都市計画協議」という。）を要する場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業」とあるのは「当該都市計画対象事業」と、条例第八条の二から第十一条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十二条及び第十三条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、同項第九号中「事後調査」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が行うべき事後調査」と、同条第三項中「対象事業の種

類ごとに規則で定める時期」とあるのは「都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日」と、条例第十五条中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第十六条から第十九条までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、同条第一項第三号中「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、条例第二十一条中「対象事業の実施」とあるのは「都市計画対象事業に係る事業者が当該都市計画対象事業を実施する」と、「場合において」とあるのは「場合又は当該都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画協議を要するものである場合において」と、「又は当該特定届出を受理する者」とあるのは「若しくは当該特定届出を受理する者又は都市計画協議の相手方」と、「当該対象事業に係る」とあるのは「当該都市計画対象事業に係る」と、「又は特定届出の審査」とあるのは「若しくは特定届出の審査又は都市計画協議（都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第八十七条の二第四項の規定による読み替え後の同法第十九条第三項の規定による同意を要する場合においては、当該同意の審査）」と、条例第三十二条第一項中「事業者は、第七条第一項の規定による方法書等の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合（第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、」とあるのは、「第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日前に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）をして対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとし、若しくは第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更（以下「公告後の都市計画変更」という。）をしようとする都市計画決定権者又は第七条第一項の規定による方法書等の提出後、第二十条の規定による公告の日後に第七条第一項第二号に掲げる事項の変更（公告後の都市計画変更を除く。）をしようとする事業者は、」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「事業者若しくは都市計画決定権者」と、同条第四項中「当該事業」とあるのは「当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画に係る事業者」と、条例第三十三条第一項中「事業者は」とあるのは、「都市計画決定権者（第二十条の規定による公告の日後においては、事業者）は」と、同項第一号中「対象事業を実施しないこととしたとき」とあるのは「対象事業又は対象事業に係る施設を都市計画に定めないこととしたとき（第二十条の規定による公告の日後においては、対象事業を実施しないこととしたとき）」と読み替える。

- 3 都市計画決定権者は、条例第三十五条第一項の規定により都市計画対象事業について事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行う場合にあっては、その旨を当該都市計画対象事業に係る事業者に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価に関する手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者は、条例第八条第一項の公告の日から条例第十四条の公告の日までの間において、第三項の通知を受けたときは、同項に規定する対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。
- 6 都市計画対象事業について、条例第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価に関する手続を行う場合の当該手続についてのこの規則の第三章の規定の適用については、第二項の規定の例により読み替える。

(平一二、三・平一四、一一・平二四、三・平三〇、一〇・改正)

第七章 法対象事業等に係る条例の手続

(事後調査計画書の提出)

第四十条 第九条第一項の規定は、条例第四十二条第一項の規定による事後調査計画書の提出部数について準用する。

(事後調査計画書への記載事項等)

第四十一条 第十四条の規定は、条例第四十二条第一項第四号の事後調査の計画について準用する。この場合において、「同項第六号」とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書（法第二十五条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。）」と読み替えるものとする。

(事後調査計画書の公告事項及び縦覧の場所)

第四十二条 条例第四十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十条第一項第一号に掲げる事項
- 二 法対象事業の名称、種類及び規模
- 三 法対象事業が実施されるべき区域の位置
- 四 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五 事後調査計画書の縦覧場所、期間及び時間

- 2 第十条第二項の規定は、条例第四十二条第二項の規定による事後調査計画書の縦覧について準用する。

(事後調査計画書についての市長の意見の形成期間)

第四十三条 条例第四十二条第三項の規則で定める期間は、一月とする。

(都市計画に定められる法対象事業等)

第四十四条 法第三十八条の六第一項又は法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項に規定する第二種事業について、条例第四十四条の規定に基づく条例第三十七条の二から第四十三条までの規定の適用についての技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。

- 2 条例第三十七条の二中「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の十第二項の規定により都市計画決定権者とみなされる者」と、条例第三十八条中「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、条例第三十九条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、「第三十八条に規定する法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、条例第四十条中「法第十九条」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条」と、条例第四十一条中「法対象事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「法第八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項」と、条例第四十二条第一項各号列記以外の部分中「法対象事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者（以下「法対象事業者」という。）」と、条例第四十三条第一項中「第三十八条に規定する法対象事業者（この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。）」とあるのは「法対象事業者」と、「法第二十一条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第二項」と、「法第二十七条」とあるのは「法第

四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条」と読み替える。

(平二四、三・平二五、三・改正)

(港湾計画に係る手続)

第四十五条 法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画についての条例第四十五条の規定に基づく条例第十七条、第四十条及び第四十一条の規定の技術的読替えは、次項に定めるとおりとする。

- 2 条例第十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法第四十八条第一項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、条例第四十条の見出し中「法対象事業」とあるのは「港湾計画」と、同条中「法第二十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法第十九条」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十九条」と、「前条」とあるのは「第四十五条」と、条例第四十一条中「法第十条第二項及び法第二十条第二項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第二項」と、「法第十条第四項及び法第二十条第四項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第二十条第四項」と、「法対象事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「法第八条第一項及び法第十八条第一項」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十八条第一項」と読み替える。

(平二四、三・改正)

(法対象事業及び港湾計画についてのこの規則の技術的読替え)

第四十六条 法対象事業についてのこの規則の第十九条から第二十八条まで及び第四章の規定の適用については、条例第四十三条第一項の規定の例により読み替える。

- 2 法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業についてのこの規則の第十九条から第二十八条まで、第四章及び第四十条から第四十三条までの規定の適用については、第四十四条の規定の例により読み替える。
- 3 法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画についてのこの規則の第十九条から第二十八条まで規定の適用については、前条の規定の例により読み替える。

第八章 雑則

(公表の方法)

第四十七条 条例第五条第四項の規定による公表は、告示により行うものとする。

- 2 条例第五十条第三項の規定による公表は、仙台市公報への登載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(方法書又は準備書の貸出し)

第四十八条 市長は、条例の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、方法書又は準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を述べようとする者の要請に応じ、これらの書類の貸出しを行うよう努めるものとする。

- 2 市長は、条例の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から意見を申し出ようとする者その他の者の要請に応じ評価書の貸出しを行うよう努めるとともに、条例第二十条の規定により縦覧に供した後においては当該書類を閲覧に供するものとする。

(平一二、三・改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一章及び第二章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四十七条第一項の規定による告示の日から施行日までの間において、施行日後に事業者になるべき者は、条例の規定の例による環境影響評価に関する手続を行うことができる。施行日から六月間を経過する日前において、条例附則第二項の規定の適用を受ける対象事業に係る事業者についても同様とする。
- 3 前項の規定による手続が行われた対象事業については、当該手続は、条例の相当する規定により施行日（条例附則第二項の規定の適用を受ける対象事業においては、施行日から六月間を経過する日）に行われたものとみなす。
- 4 第四十七条第一項の規定による告示の日以前に条例の規定の例による環境影響評価に関する手続に準じる手続を行っていると市長が認める行為で条例中これに相当する規定のあるものは、条例の規定によりしたものとみなす。この場合において、条例第七条の規定による方法書の作成は、条例第六条の手続を経たものとみなす。

附 則（平一二、三・改正）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平一四、三・改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平一四、一一・改正）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日以後に行われなければならないものとされている環境影響評価準備書の提出について適用し、同日前までに行われなければならないものとされていた環境影響評価準備書の提出については、なお従前の例による。

附 則（平一八、一一・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平一九、一二・改正）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平二〇、五・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二一、三・改正）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平二二、三・改正）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平二四、三・改正）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平二四、九・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二五、三・改正）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平二七、四・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二七、五・改正）

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（同表三十五の項アの改正規定を除く。）は、同年六月一日から施行する。

附 則（平二七、八・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二七、一二・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び別表第二の十三の項のイを削り、同項のウを同項のイとする改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）であって、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。
 - 一 施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成十六年仙台市条例第二号）第十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業
 - 二 施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業
 - 三 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号に規定する負担金、補助金等交付規則（昭和三十五年宮城県規則第三十六号）第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は仙台市補助金等交付規則（昭和三十五年仙台市規則第三十号）第二条第一号の補助金等（補助金又は負担金に限る。）の交付の決定がなされた事業
- 3 前項本文に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業について、条例第三章から第六章までの規定の例による環境影響評価に関する手続を行うことができる。

附 則（平二九、五・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例（平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。）第二条第三項に規定する対象事業となる事業（以下「新規対象事

業」という。)であって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に仙台市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。)については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

附 則(平三〇、一〇・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令二、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例(平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。)第二条第三項に規定する対象事業となる事業(以下「新規対象事業」という。)であって、次に掲げるもの(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。)については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

一 施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成十六年仙台市条例第二号)第三十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業

二 施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業

三 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号に規定する負担金、補助金等交付規則(昭和三十五年宮城県規則第三十六号)第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は仙台市補助金等交付規則(昭和三十五年仙台市規則第三十号)第二条第一号の補助金等(補助金又は負担金に限る。)の交付の決定がなされた事業

附 則(令三、三・改正)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令五、二・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令五、五・改正）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令六、一〇・改正）

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（平一二、三・平一八、一一・平一九、一二・平二二、三・平二五、三・平二七、
五・平二七、一二・平二九、五・令二、一二・令五、二・改正）

事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
一 条例第二 条第三項第 一号に掲げ る事業の種 類	ア 高速自動車国道法（昭和 三十二年法律第七十九号） 第四条第一項の高速自動車 国道（以下「高速自動車国 道」という。）の新設	全地域（市の 区域全体をい う。以下同 じ。）	すべてのもの
	イ 高速自動車国道の改築	全地域	道路構造令（昭和四十五年政令第 三百二十号）第二条第五号の車線 （以下「車線」という。）の数の 増加を伴うものであり、かつ、車 線の数の増加に係る部分の長さ が一キロメートル以上であるも の
	ウ 道路法（昭和二十七年法 律第百八十号）第二条第一 項の道路（以下「道路」と いう。）のうち、道路整備 特別措置法（昭和三十一年 法律第七号）の規定により 東日本高速道路株式会社、 地方道路公社若しくは道路	全地域	すべてのもの

	管理者が新設することができる道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を行おうとする道路の新設		
エ	道路のうち、道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が改築することができる道路（高速自動車国道を除く。）又は道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた道路の改築	全地域	車線の数増加を伴うものであり、かつ、車線の数増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるもの
オ	道路の新設（この項の及びウの第二欄に掲げるものを除く。）	全地域	車線の数四以上であり、かつ、長さが五キロメートル以上であるもの
		A地域	車線の数二以上であり、かつ、長さが二キロメートル以上であるもの
		B地域	車線の数二以上であり、かつ、長さが一キロメートル以上であるもの
		C地域	車線の数四以上であり、かつ、長さが二キロメートル以上であるもの
カ	道路の改築（この項のイ及びエの第二欄に掲げるものを除く。）であって、車線の数増加させるもの	全地域	車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数四以上であるものに限る。）の長さが五キロメートル以上であるもの

		A地域	車線の数の増加に係る部分の長さが二キロメートル以上であるもの
		B地域	車線の数の増加に係る部分の長さが一キロメートル以上であるもの
		C地域	車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が四以上であるものに限る。)の長さが二キロメートル以上であるもの
キ 道路の改築(この項のイ及びエの第二欄に掲げるものを除く。)であって、道路の区域を変更して新たに道路を設けるもの		全地域	新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。)の長さが五キロメートル以上であるもの
		A地域	新たに設けられる道路の部分(車線の数が二以上であるものに限る。)の長さが二キロメートル以上であるもの
		B地域	新たに設けられる道路の部分(車線の数が二以上であるものに限る。)の長さが一キロメートル以上であるもの
		C地域	新たに設けられる道路の部分(車線の数が四以上であるものに限る。)の長さが二キロメートル以上であるもの
ク 林道(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画に定められた		全地域	幅員が三・五メートル以上であり、かつ、長さが十キロメートル以上であるもの
		A地域	幅員が三・五メートル以上であり、かつ、長さが五キロメートル

	林道その他の林道をいう。)		以上であるもの
	の新設	B地域	幅員が三・五メートル以上であり、かつ、長さが二キロメートル以上であるもの
二 条例第二条第三項第二号に掲げる事業の種類	ア 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域又は同法第五十六条第一項に規定する河川予定地（以下「河川区域等」という。）におけるダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置されるものに限る。以下同じ。）の新築	全地域	河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第一号の常時満水位。）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	貯水面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	貯水面積が五ヘクタール以上であるもの
	イ 水道、鉱工業用水道及びかんがい施設の取水のために河川区域等において設けられる堰（以下「取水堰」という。）の新築	全地域	計画 ^{たん} 湛 ^{せき} 水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰 ^{せき} によってたたえることとした流水の最高 ^{せき} の水位で堰の直上流部におけるものをいう。以下同じ。）における ^{たん} 湛 ^{せき} 水区域（以下「 ^{たん} 湛 ^{せき} 水区域」という。）の面積（以下「 ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積」という。）が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が五ヘクタール以上であるもの
	ウ 取水 ^{せき} 堰の改築	全地域	改築後の ^{たん} 湛 ^{せき} 水面積が二十ヘクタ

			一ル以上であり、かつ、湛 ^{たん} 水面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの
		A地域	改築後の湛 ^{たん} 水面積が十ヘクタール以上であり、かつ、湛 ^{たん} 水面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
		B地域	改築後の湛 ^{たん} 水面積が五ヘクタール以上であり、かつ、湛 ^{たん} 水面積が二・五ヘクタール以上増加することとなるもの
	エ 河川の流水を当該河川以外の河川又は海域に直接放流するための水路（以下「放水路」という。）の新築	全地域	形状を変更する土地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	形状を変更する土地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	形状を変更する土地の面積が五ヘクタール以上であるもの
三 条例第二 条第三項第 三号に掲げ る事業の種 類	ア 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条の新幹線鉄道（同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線及び同項第二号の新幹線鉄道直通線を含む。以下「新幹線鉄道等」という。）の建設（本線路の建設に限る。以下同じ。）	全地域	すべてのもの
	イ 新幹線鉄道等の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の	全地域	すべてのもの

	移設に限る。以下同じ。)		
	ウ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道（無軌条電車及び新幹線鉄道等を除く。以下「普通鉄道等」という。）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道（以下「軌道」という。）の建設	全地域	すべてのもの
	エ 普通鉄道等又は軌道の改良	全地域	改良に係る部分の長さが一キロメートル以上であるもの
	オ 鉄道事業の用に供する操車場、車庫及び車両検査修繕施設その他これらに類する施設（以下「操車場等」という。）の新設	全地域	操車場等の敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	操車場等の敷地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	操車場等の敷地の面積が五ヘクタール以上であるもの
	カ 操車場等の改良	全地域	操車場等の敷地の面積が二十ヘクタール以上増加することとなるもの
		A地域	操車場等の敷地の面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの
		B地域	操車場等の敷地の面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
四 条例第二 条第三項第 四号に掲げ る事業の種 類	ア 飛行場（陸上飛行場又は陸上ヘリポートに限る。以下同じ。）の設置	全地域	すべてのもの
	イ 滑走路の新設又はその位置の変更を伴う飛行場の変	全地域	すべてのもの

	更		
	ウ 滑走路の延長を伴う飛行場の変更（この項のイの第二欄に掲げるものを除く。）	全地域	滑走路を三百メートル以上（陸上ヘリポートの滑走路にあつては、三十メートル以上）延長するもの
五 条例第二条第三項第五号に掲げる事業の種類	ア 製造業（物品の加工修理事業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の建設	全地域	工場等の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は排出ガス量（工場等において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が四万立方メートル以上若しくは排出水量（工場等から排出される一日当たりの平均的な水の量をいう。以下同じ。）が五千立方メートル以上であるもの
		A地域	工場等の敷地の面積が十ヘクタール以上又は排出ガス量が四万立方メートル以上若しくは排出水量が五千立方メートル以上であるもの
		B地域	工場等の敷地の面積が五ヘクタール以上又は排出ガス量が四万立方メートル以上若しくは排出水量が五千立方メートル以上であるもの
	イ 科学技術に関する研究及び試験のため必要な施設（以下「研究所」という。）の建設	全地域	研究所の敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	研究所の敷地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	研究所の敷地の面積が五ヘクタ

			ール以上であるもの
六 条例第二 条第三項第 六号に掲げ る事業の種 類	ア 電気設備に関する技術基 準を定める省令（平成九年 通商産業省令第五十二号） 第一条第五号の変電所（以 下「変電所」という。）の 設置	全地域	変電所の敷地の面積が二十ヘク タール以上であるもの
		A地域	変電所の敷地の面積が十ヘクタ ール以上であるもの
		B地域	変電所の敷地の面積が五ヘクタ ール以上であるもの
	イ 変電所の変更	全地域	変電所の敷地の面積が二十ヘク タール以上増加することとなる もの
		A地域	変電所の敷地の面積が十ヘクタ ール以上増加することとなるも の
		B地域	変電所の敷地の面積が五ヘクタ ール以上増加することとなるも の
	ウ 電気設備に関する技術基 準を定める省令第一条第九 号の電線路（架空のものに 限る。以下「送電線路」と いう。）の設置	全地域	送電線路の電圧が二十五万ボル ト以上であり、かつ、その長さが 十キロメートル以上であるもの
		A地域	送電線路の電圧が二十五万ボル ト以上であり、かつ、その長さが 七キロメートル以上であるもの
		B地域	送電線路の電圧が二十五万ボル ト以上であり、かつ、その長さが 三キロメートル以上であるもの
	エ 電気事業法（昭和三十九 年法律第七十号）第三十 八条第二項に規定する事業 用電気工作物（以下「事業 用電気工作物」という。） であって、風力を原動力と	全地域	風力発電所の出力が五千キロワ ット以上であるもの
		A地域	風力発電所の出力が二千五百キ ロワット以上であるもの
		B地域	風力発電所の出力が千二百五十 キロワット以上であるもの

	する発電用のもの（以下「風力発電所」という。）の設置		
オ	風力発電所の変更	全地域	風力発電所の出力が五千キロワット以上増加することとなるもの
		A地域	風力発電所の出力が二千五百キロワット以上増加することとなるもの
		B地域	風力発電所の出力が千二百五十キロワット以上増加することとなるもの
カ	事業用電気工作物であって、水力を原動力とする発電用のもの（以下「水力発電所」という。）の設置	全地域	水力発電所の出力が一万五千キロワット以上であるもの
		A地域	水力発電所の出力が七千五百キロワット以上であるもの
		B地域	水力発電所の出力が三千七百五十キロワット以上であるもの
キ	水力発電所の変更	全地域	水力発電所の出力が一万五千キロワット以上増加することとなるもの
		A地域	水力発電所の出力が七千五百キロワット以上増加することとなるもの
		B地域	水力発電所の出力が三千七百五十キロワット以上増加することとなるもの
ク	事業用電気工作物であって、火力を原動力とする発電用のもの（以下「火力発電所」という。）（発電の	全地域	すべてのもの

ための燃料として石炭を使用するものに限る。)の設置		
ケ 火力発電所(発電のための燃料として石炭を使用するものに限る。)の変更	全地域	すべてのもの
コ 火力発電所の設置(この項のクの第二欄に掲げるものを除く。)	全地域	火力発電所の出力が三万キロワット以上であるもの
サ 火力発電所の変更(この項のクの第二欄に掲げるものを除く。)	全地域	火力発電所の出力が三万キロワット以上増加することとなるもの
シ 事業用電気工作物であって、地熱を原動力とする発電用のもの(以下「地熱発電所」という。)の設置	全地域	地熱発電所の出力が五千キロワット以上であるもの
	A地域	地熱発電所の出力が二千五百キロワット以上であるもの
	B地域	地熱発電所の出力が千二百五十キロワット以上であるもの
ス 地熱発電所の変更	全地域	地熱発電所の出力が五千キロワット以上増加することとなるもの
	A地域	地熱発電所の出力が二千五百キロワット以上増加することとなるもの
	B地域	地熱発電所の出力が千二百五十キロワット以上増加することとなるもの
セ 事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換する発電用のもの(以下「太陽光発電所」という。)の	全地域	太陽光発電所の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は出力が八千キロワット以上であるもの
	A地域	太陽光発電所の敷地の面積が十

	設置		ヘクタール以上又は出力が四千キロワット以上であるもの
		B地域	太陽光発電所の敷地の面積が五ヘクタール以上又は出力が二千キロワット以上であるもの
		森林地域	太陽光発電所の敷地の面積が一ヘクタール以上又は出力が四百キロワット以上であるもの
	ソ 太陽光発電所の変更	全地域	太陽光発電所の敷地の面積が二十ヘクタール以上又は出力が八千キロワット以上増加することとなるもの
		A地域	太陽光発電所の敷地の面積が十ヘクタール以上又は出力が四千キロワット以上増加することとなるもの
		B地域	太陽光発電所の敷地の面積が五ヘクタール以上又は出力が二千キロワット以上増加することとなるもの
		森林地域	太陽光発電所の敷地の面積が一ヘクタール以上又は出力が四百キロワット以上増加することとなるもの
七 条例第二 条第三項第 七号に掲げ る事業の種 類	ア 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律（昭和四十五年 法律第百三十七号）第八条 第一項に規定する一般廃棄 物の最終処分場又は同法第 十五条第一項に規定する産 業廃棄物の最終処分場（以	全地域	埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が五ヘクタール以上であるもの
		A地域	すべてのもの

	下「廃棄物最終処分場」という。)の設置		
	イ 廃棄物最終処分場の変更	全地域	埋立処分場所の面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
		A地域	埋立処分場所の面積が増加することとなるもの
八 条例第二 条第三項第 八号に掲げ る事業の種 類	ア 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律第八条第一項に 規定するごみ処理施設（以 下「ごみ処理施設」という。） の設置	全地域	ごみ処理施設の敷地の面積が二十ヘクタール以上（焼却（溶融を含む。）により廃棄物を処理する施設（以下「焼却施設」という。）にあつては、一日当たりの処理能力（二以上の施設を設置する場合にあつては、それらの処理能力を合計したものをいう。以下同じ。）が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上）であるもの
		A地域	ごみ処理施設の敷地の面積が十ヘクタール以上（焼却（溶融を含む。）施設にあつては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上）であるもの
		B地域	ごみ処理施設の敷地の面積が五ヘクタール以上（焼却（溶融を含む。）施設にあつては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上）であるもの
	イ ごみ処理施設の変更	全地域	ごみ処理施設の敷地の面積が二

			十ヘクタール以上(焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上)増加することとなるもの
		A地域	ごみ処理施設の敷地の面積が十ヘクタール以上(焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上)増加することとなるもの
		B地域	ごみ処理施設の敷地の面積が五ヘクタール以上(焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上)増加することとなるもの
ウ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置	全地域	一日当たりの処理能力が百キロリットル以上又はし尿処理施設の敷地の面積が五ヘクタール以上であるもの
エ	し尿処理施設の変更	全地域	一日当たりの処理能力が百キロリットル以上又はし尿処理施設の敷地の面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
オ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。以下「産業廃	全地域	産業廃棄物中間処理施設の敷地の面積が五ヘクタール以上(焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール

	棄物中間処理施設」とい う。) の設置		以上) であるもの
	カ 産業廃棄物中間処理施設 の変更	全地域	産業廃棄物中間処理施設の敷地 の面積が五ヘクタール以上(焼却 施設にあつては、一日当たりの処 理能力が百トン以上又は焼却施 設の敷地の面積が五ヘクタール 以上) 増加することとなるもの
九 条例第二 条第三項第 九号に掲げ る事業の種 類	ア 下水道法（昭和三十三年 法律第七十九号）第二条第 六号の終末処理場（以下「下 水道終末処理場」という。） の設置	全地域	下水道終末処理場の敷地の面積 が二十ヘクタール以上(下水道法 第二十一条の二第一項に規定す る発生污泥等を焼却により処理 するための施設（以下「污泥焼却 施設」という。）にあつては、一 日当たりの処理能力が百トン以 上又は污泥焼却施設の敷地の面 積が二十ヘクタール以上) である もの
		A地域	下水道終末処理場の敷地の面積 が十ヘクタール以上(污泥焼却施 設にあつては、一日当たりの処理 能力が百トン以上又は污泥焼却 施設の敷地の面積が十ヘクター ル以上) であるもの
		B地域	下水道終末処理場の敷地の面積 が五ヘクタール以上(污泥焼却施 設にあつては、一日当たりの処理 能力が百トン以上又は污泥焼却 施設の敷地の面積が五ヘクター ル以上) であるもの
	イ 下水道終末処理場の変更	全地域	下水道終末処理場の敷地の面積

			が二十ヘクタール以上(汚泥焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は汚泥焼却施設の敷地の面積が二十ヘクタール以上)増加することとなるもの
		A地域	下水道終末処理場の敷地の面積が十ヘクタール以上(汚泥焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は汚泥焼却施設の敷地の面積が十ヘクタール以上)増加することとなるもの
		B地域	下水道終末処理場の敷地の面積が五ヘクタール以上(汚泥焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が百トン以上又は汚泥焼却施設の敷地の面積が五ヘクタール以上)増加することとなるもの
十 条例第二 条第三項第 十号に掲げ る事業の種 類	ア 二以上の住宅の用に供する ための敷地及びこれに隣 接し、緑地、道路、学校、 店舗、公園その他の施設の 用に供するための敷地とし て計画的に取得され、又は 造成される一団の土地（以 下「住宅団地」という。） の造成	全地域	住宅団地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	住宅団地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	住宅団地の面積が五ヘクタール以上であるもの
	イ 二以上の別荘の用に供する ための敷地及びこれに隣 接し、緑地、道路その他の 施設の用に供するための敷	全地域	別荘団地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	別荘団地の面積が十ヘクタール以上であるもの

	地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「別荘団地」という。）の造成	B地域	別荘団地の面積が五ヘクタール以上であるもの
十一 条例第二 条第三項 第十一号に 掲げる事業 の種類	ア 二以上の工場等の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「工業団地」という。）の造成	全地域	工業団地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	工業団地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	工業団地の面積が五ヘクタール以上であるもの
	イ 二以上の研究所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「研究所団地」という。）の造成	全地域	研究所団地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	研究所団地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	研究所団地の面積が五ヘクタール以上であるもの
	ウ 二以上の流通業務施設（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第一項の流通業務施設をいう。）の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「流通	全地域	流通業務団地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	流通業務団地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	流通業務団地の面積が五ヘクタール以上であるもの

	業務団地」という。)の造成		
十二 条例第二 条第三項 第十二号に 掲げる事業 の種類	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下「学校」という。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他学校以外の教育施設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「学校用地」という。）の造成	全地域	学校用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	学校用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	学校用地の面積が五ヘクタール以上であるもの
十三 条例第二 条第三項 第十三号に 掲げる事業 の種類	スポーツ又はレクリエーション施設（都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第一条第二項第一号の工作物（自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業又は同条第四号に規定する都道府県立自然公園のこれに相当する事業により建設される施設に該当するものを含む。）をいう。）の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑	全地域	スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積が五ヘクタール以上であるもの

	地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「スポーツ又はレクリエーション施設用地」という。）の造成		
十四 条例第二 条第三項 第十四号に 掲げる事業 の種類	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に	全地域	水道施設用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
	規定する水道施設（浄水施設又は配水施設に限る。）の用に供するための敷地及びこれ	A地域	水道施設用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
	に隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「水道施設用地」という。）の造成	B地域	水道施設用地の面積が五ヘクタール以上であるもの
十五 条例第二 条第三項 第十五号に 掲げる事業 の種類	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項	全地域	都市公園の敷地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
	に規定する都市公園の建設（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第二項に規定する都市公園にあっては、五ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更をするものに限る。）	A地域	都市公園の敷地の面積が十ヘクタール以上であるもの
十六 条例第二 条第三項 第十六号に 掲げる事業 の種類	墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）	全地域	墓地又は墓園用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
	第二条第五項に規定する墓地又は都市計画法施行令第一条	A地域	墓地又は墓園用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
	第二項第二号に掲げる墓園の	B地域	墓地又は墓園用地の面積が五ヘ

	用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下墓地又は墓園用地という。）の造成		クタール以上であるもの
十七 条例第二條第三項第十七号に掲げる事業の種類	ア 牛房施設、豚房施設、鶏の飼養施設等その他の畜産農業の用に供する施設（以下「畜産施設」という。）の設置	全地域	畜産施設の敷地（採草放牧地を含む。以下同じ。）の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	畜産施設の敷地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	畜産施設の敷地の面積が五ヘクタール以上であるもの
	イ 畜産施設の変更	全地域	畜産施設の敷地の面積が二十ヘクタール以上増加することとなるもの
		A地域	畜産施設の敷地の面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの
		B地域	畜産施設の敷地の面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
十八 条例第二條第三項第十八号に掲げる事業の種類	ア 土石（岩石及び砂利（砂及び玉石を含む。）を含む。以下同じ。）の採取（河川、湖沼、海岸又は砂防指定地（以下この項において「河川等」という。）の維持又は管理に資するための土石の採取であると河川等を管	全地域	土石の採取の用に供する場所（土石の採取に伴い生ずる廃棄物又は排水の処理の用に供することを目的とした場所及び土石の採取に伴う災害の防止のために必要とされる場所を含む。以下「土石採取場」という。）の面積が二十ヘクタール以上であるもの

	理する者が認めた場合を除く。以下同じ。)	A地域	土石採取場の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	土石採取場の面積が五ヘクタール以上であるもの
	イ 土石採取場の変更	全地域	土石採取場の面積が二十ヘクタール以上増加することとなるもの
		A地域	土石採取場の面積が十ヘクタール以上増加することとなるもの
		B地域	土石採取場の面積が五ヘクタール以上増加することとなるもの
十九 条例第二 条第三項 第十九号に 掲げる事業 の種類	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業	全地域	施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	施行地区の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	施行地区の面積が五ヘクタール以上であるもの
二十 条例第二 条第三項 第二十号に 掲げる事業 の種類	公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項に規定する埋立て又は同条第二項に規定する干拓	全地域	埋立て又は干拓に係る区域の面積が十ヘクタール以上であるもの
		A地域	埋立て又は干拓に係る区域の面積が五ヘクタール以上であるもの
二十一 条例第二 条第三項第二 十一号に掲げ る事業の種類	ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号の建築物（以下「建築物」という。）の建設	全地域	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第六号の建築物の高さが百メートル以上であるもの又は同項第四号の延べ面積が五万平方メートル以上であるもの（都市再生

			特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内におけるものであり、かつ、環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるものとして市長が認めるものを除く。)
	イ 建築基準法施行令第三百十八条に規定する工作物 (以下「工作物」という。)の建設	全地域	その接する地盤面からの高さが百メートル以上であるもの
二十二 その他造成事業	建築物又は工作物の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「その他の造成事業用地」という。)の造成	全地域	その他の造成事業用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	その他の造成事業用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	その他の造成事業用地の面積が五ヘクタール以上であるもの
二十三 複合開発事業	複合開発事業の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「複合開発事業用地」という。)の造成	全地域	複合開発事業用地の面積が二十ヘクタール以上であるもの
		A地域	複合開発事業用地の面積が十ヘクタール以上であるもの
		B地域	複合開発事業用地の面積が五ヘクタール以上であるもの

備考

一 「A地域」とは、次に掲げる地域(備考二のB地域を含む。)をいう。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区

- イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域
 - ウ 自然公園法第五条第二項の規定により指定された国定公園の区域
 - エ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項の規定により市が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第二項第一号に規定する農用地区域
 - オ 都市計画法第八条第一項の規定により定められた同項第七号に規定する風致地区
 - カ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条第一項の規定により定められた特別緑地保全地区
 - キ 県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）第三条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域
 - ク 自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第十二条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域
 - ケ 自然環境保全条例第二十三条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域
 - コ 杜の都の環境をつくる条例（平成十八年仙台市条例第四十七号）第十一条第一項の規定により指定された保存緑地の区域
 - サ 広瀬川の清流を守る条例（昭和四十九年仙台市条例第三十九号）第八条第一項第一号の規定により指定された環境保全区域のうち、広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和五十一年仙台市規則第二十六号）第十条第一号に規定する特別環境保全区域
- 二 「B地域」とは、次に掲げる地域をいう。
- ア 自然公園法第二十条第一項の規定により指定された国定公園の特別地域
 - イ 県立自然公園条例第十条第一項の規定により指定された県立自然公園の特別地域
 - ウ 自然環境保全条例第十七条第一項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区
- 三 「C地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域をいう。
- 四 「森林地域」とは、森林法第二条第一項に規定する森林の区域をいう。

別表第二（第十五条関係）

（平一二、三・平一四、一一・平一八、一一・平一九、一二・平二〇、五・平二二、三・平二四、三・平二四、九・平二五、三・平二七、五・平二七、八・平二七、一二・平二九、五・平三〇、一〇・令五、五・令六、一〇・改正）

対象事業	準備書の提出の時期
一 別表第一の一の項のア及びイの内容を有する事業	高速自動車国道法第五条第一項又は第三項の整備計画を定める日
二 別表第一の一の項のウ及びエの内容を有する事業	ア 道路整備特別措置法第三条第一項若しくは第六項、第十条第一項若しくは第四項の許可の申請又は同法第十八条第二項若しくは第三項の規定による届出の日 イ 道路法第十八条第一項の規定による決定又は変更の日
三 別表第一の一の項のオ、カ及びキの内容を有する事業	道路法第十八条第一項の規定による決定又は変更の日
四 別表第一の二の項のアからエまでの内容を有する事業	ア 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項の基本計画の作成の日 イ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の認可の申請の日 ウ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日 エ 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日 オ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条第一項若しくは第六条第一項の規定による届出又は同法第三条第二項若しくは第六条第二項の許可の申請の日 カ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項、第四十八条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）、第

	七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
五 別表第一の三の項のア及びイの内容を有する事業	ア 全国新幹線鉄道整備法第九条第一項又は同法附則第十一項の認可の申請の日 イ 鉄道事業法第十二条第一項又は同条第四項において準用する同法第九条第一項の認可の申請の日
六 別表第一の三の項のウ及びエの内容を有する事業	ア 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可の申請の日 イ 軌道法第五条第一項の認可又は軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項の工事施行の認可の申請の日
七 別表第一の三の項のオ及びカの内容を有する事業	ア 全国新幹線鉄道整備法第九条第一項又は同法附則第十一項の認可の申請の日 イ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の認可の申請の日
八 別表第一の四の項のアからウまでの内容を有する事業	ア 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可の申請又は同法第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定による告示の日 イ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十九条の規定による告示の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
九 別表第一の五の項のアの内容を有する事業	ア 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日 イ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十二条第一項（同法第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項（同法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項の規定による届出の日 ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み

	替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 オ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十 別表第一の五の項のイの内容を有する事業	ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十一 別表第一の六の項のア及びイの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請の日
十二 別表第一の六の項のウの内容を有する事業	電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日
十三 別表第一の六の項のエ及びオの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十四 別表第一の六の項のカ及び	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日

キの内容を有する事業	イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 オ 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の日 カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若しくは第九十五条の規定による協議の日 キ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止する日
十五 別表第一の六の項のクからサまでの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出の日 ウ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 オ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十六 別表第一の六の項のシ及び	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日

スの内容を有する事業	イ 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。）申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 オ 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請の日
十七 別表第一の六の項のセ及びソの内容を有する事業	ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十八 別表第一の七の項のア及びイの内容を有する事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
十九 別表第一の八の項のアからエまでの内容を有する事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第九条第一項の許可の申請又は同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定による届出の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
二十 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業	ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は

	同法第十五条第一項の協議の日
二十一 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業	ア 下水道法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
二十二 別表第一の十の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 ウ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十四条第六項の意見の聴取の日 エ 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十八条の意見の聴取の日
二十三 別表第一の十の項のイの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
二十四 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 ウ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第七項の認可の申請の日 エ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第十一条の認可の申請の日
二十五 別表第一の十一の項のイ及びウの内容を	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は

有する事業	同法第十五条第一項の協議の日
二十六 別表第一の十二の項の内容を有する事業	ア 学校教育法第四条第一項（同法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百三十条第一項の認可の申請又は同法第四条の二の規定による届出の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
二十七 別表第一の十三の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 ウ 自然公園法第十六条第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日 エ 県立自然公園条例第七条の二第二項の規定による協議又は同条第三項の認可の申請の日
二十八 別表第一の十四の項の内容を有する事業	ア 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の認可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
二十九 別表第一の十五の項の内容を有する事業	河川法第二十七条第一項又は第五十五条第一項の許可の申請の日
三十 別表第一の十六の項の内容を有する事業	ア 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
三十一 別表第一の十七の項の	ア 建築基準法第六条第一項（同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の確認（同法第六条の二第一項の規

及びイの内容を有する事業	定により確認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請の日 ウ 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第五条第一項又は第七条の規定による届出の日
三十二 別表第一の十八の項の及びイの内容を有する事業	ア 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の認可の申請又は同法第四十二条の二の協議の日 イ 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条の認可若しくは同法第二十条第一項の変更の認可の申請又は同法第四十三条の協議の日
三十三 別表第一の十九の項の内容を有する事業	土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の認可の申請の日
三十四 別表第一の二十の項の内容を有する事業	公有水面埋立法第二条第一項の免許の出願又は同法第四十二条第一項の承認の申請の日
三十五 別表第一の二十一の項のイの内容を有する事業	ア 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)の申請、同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知又は同法第五十九条の二第一項の規定による許可の申請の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日 エ 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の九第一項の認可の申請の日
三十六 別表第一の二十一の項のイの内容を有する事業	ア 建築基準法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する同法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の二第一項の規定により確

る事業	認とみなされる場合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知の日 イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 ウ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
三十七 別表第一の二十二の項の内容を有する事業	ア 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請の日 イ 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項の協議の日
三十八 別表第一の二十三の項の内容を有する事業	十八の項から二十三の項まで及び三十三の項の準備書の提出の時期の欄に掲げる時期
三十九 別表第一の一の項から二十三の項までの内容を有する事業	ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項の許可の申請の日 イ 森林法第十条の二第一項若しくは第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による解除の申請の日 ウ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請の日 エ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可の申請、同法第三十三条第一項の規定による届出、同法第六十八条第一項（第七十九条第二項においてその規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による協議又は同法第六十八条第三項の規定による通知の日 オ 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可の申請の日 カ 都市緑地法第十四条第一項の許可の申請又は同条第八項の規定による協議の日 キ 自然環境保全条例第十八条第一項の許可の申請、同条第四項の規定

	による協議、同条例第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の規定による届出又は同条例第二十一条第五項若しくは第二十六条第五項の規定による通知の日
ク	県立自然公園条例第十条第三項の許可の申請、同条例第十二条第一項の規定による届出、同条例第十八条の二第一項の規定による協議又は同条第二項の規定による通知の日
ケ	杜の都の環境をつくる条例第十四条第一項の規定による届出又は同条第四項後段の規定による通知の日
コ	広瀬川の清流を守る条例第九条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定による通知の日
サ	仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成元年仙台市条例第六号）第二条第一項の許可の申請又は同条第二項の規定による協議の日
シ	対象事業に係る工事の着手の日

備考 対象事業に適用される法令等に応じ準備書の提出の時期の欄に掲げる時期に該当する日が二以上ある対象事業に係る準備書の提出の時期は、それらのうち最も早い日とする。

別表第三（第三十条関係）

（平二五、三・平二七、一二・平二九、五・令六、一〇・改正）

対象事業	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の項のアイからキまでの内容を有する事業	ア 道路の長さが十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと ウ 車線の数が増加しないこと エ 設計速度が増加しないこと
二 別表第一の一の項のクの内容を有する事業	ア 林道の長さが十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと ウ 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと

三 別表第一の二の項の の内容を有する事業	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
四 別表第一の二の項のイ 及びウの内容を有する事業	新たに ^{たん} 湛水区域となる部分の面積が修正前の ^{たん} 湛水面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
五 別表第一の二の項のエ の内容を有する事業	新たに土地の形状を変更することとなる部分の面積が修正前の土地の形状を変更する面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
六 別表第一の三の項の からエまでの内容を有する事業	ア 鉄道又は軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域としないこと ウ 本線路の増設がないこと エ 鉄道施設又は軌道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと
七 別表第一の三の項のオ 及びカの内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
八 別表第一の四の項の からウまでの内容を有する事業	ア 滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと イ 新たに飛行場の区域となる部分の面積が五ヘクタール未満であること
九 別表第一の五の項の の内容を有する事業	ア 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること イ 排出ガス量が十パーセント以上増加しないこと ウ 排出水量が十パーセント以上増加しないこと
十 別表第一の五の項のイ の内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十一 別表第一の六の項の ア及びイの内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

十二 別表第一の六の項の ウの内容を有する事業	ア 送電線路の長さが十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から五十メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十三 別表第一の六の項の エ及びオの内容を有する 事業	ア 風力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十四 別表第一の六の項の カ及びキの内容を有する 事業	ア 水力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに貯水区域又は湛水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積又は湛水面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること ウ 新たに土地の形状を変更することとなる部分の面積が修正前の土地の形状を変更する面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十五 別表第一の六の項の クからサまでの内容を有 する事業	ア 火力発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十六 別表第一の六の項の シ及びスの内容を有する 事業	ア 地熱発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業が実施されるべき区域とならないこと
十七 別表第一の六の項の セ及びソの内容を有する 事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十八 別表第一の七の項の ア及びイの内容を有する 事業	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
十九 別表第一の八の項の ア及びイの内容を有する	ア 焼却施設にあつては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと

事業	イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十 別表第一の八の項のウ及びエの内容を有する事業	ア 一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十一 別表第一の八の項のオ及びカの内容を有する事業	ア 焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと イ 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十二 別表第一の九の項のア及びイの内容を有する事業	ア 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること イ 汚泥焼却施設にあっては、一日当たりの処理能力が十パーセント以上増加しないこと
二十三 別表第一の十の項のアの内容を有する事業	新たに住宅団地となる部分の面積が修正前の当該住宅団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十四 別表第一の十の項のイの内容を有する事業	新たに別荘団地となる部分の面積が修正前の当該別荘団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十五 別表第一の十一の項のアの内容を有する事業	新たに工業団地となる部分の面積が修正前の当該工業団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十六 別表第一の十一の項のイの内容を有する事業	新たに研究所団地となる部分の面積が修正前の当該研究所団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十七 別表第一の十一の項のウの内容を有する事業	新たに流通業務団地となる部分の面積が修正前の当該流通業務団地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
二十八 別表第一の十二の項の内容を有する事業	新たに学校用地となる部分の面積が修正前の当該学校用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

	ること
二十九 別表第一の十三の項の内容を有する事業	新たにスポーツ又はレクリエーション施設用地となる部分の面積が修正前の当該スポーツ又はレクリエーション施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十 別表第一の十四の項の内容を有する事業	新たに水道施設用地となる部分の面積が修正前の当該水道施設用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十一 別表第一の十五の項の内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十二 別表第一の十六の項の内容を有する事業	新たに墓地又は墓園用地となる部分の面積が修正前の当該墓地又は墓園用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十三 別表第一の十七の項のア及びイの内容を有する事業	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十四 別表第一の十八の項のア及びイの内容を有する事業	新たに土石採取場となる部分の面積が修正前の当該土石採取場の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十五 別表第一の十九の項の内容を有する事業	新たに施行地区となる部分の面積が修正前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十六 別表第一の二十の項の内容を有する事業	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
三十七 別表第一の二十一の項のアの内容を有する事業	ア 建築物の高さが十パーセント以上増加しないこと イ 建築物の延べ面積が十パーセント以上増加しないこと
三十八 別表第一の二十一の項のイの内容を有する事業	工作物の高さが十パーセント以上増加しないこと

三十九 別表第一の二十二の項の内容を有する事業	新たにその他の造成事業用地となる部分の面積が修正前の当該その他の造成事業用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること
四十 別表第一の二十三の項の内容を有する事業	新たに複合開発事業用地となる部分の面積が修正前の当該複合開発事業用地の面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であること

別記様式(第37条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 氏	所 名
所 属	
年 月 日生	
上記の者は、仙台市環境影響評価条例第30条第1項、第31条第2項及び第49条第1項の規定に基づく調査に従事する者であることを証明する。	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
年 月 日	
仙台市長	

(裏)

仙台市環境影響評価条例(抄)

(実態調査等)

第30条 市長は、第27条の規定による事後調査報告書の提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第26条第5号の措置の実施状況が評価書に記載されているところと異なっているおそれがあると認めるときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業に係る同号の措置の実施状況又は対象事業に係る工事の実施状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対し、期限を付して報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。

3 第1項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(技術の向上のための措置)

第31条 (略)

2 市長は、前条第1項の規則で定める期間を経過した日後において、環境影響評価に関する技術の向上のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせることができる。

3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。

4 前条第3項の規定は、第2項の規定による実態調査について準用する。

(実地調査への協力要請)

第49条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査を行わせることができる。

2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するように努めなければならない。

3 第30条第3項の規定は、第1項の規定による実地調査について準用する。

別記様式（第37条関係）